4 ご利用いただける方（融資対象者の共通要件・要綱第9条関係）

(1) 中小企業者であること
(2) 北九州市内に事務所又は事業所を有していること
(3) 現に事業を営んでいること（各資金の詳細は、要領各則を参照）
(4) 市税を滞納していないこと
(5) 福岡県信用保証協会の信用保証の対象業種であること
(6) 営業許可・登録等を必要とする事業の場合、その許認可を受けていること
(7) 暴力団、暴力団員、暴力団と密接な関係を有する者等に該当しないこと
(8) 公序良俗に反しない等、その他融資要件に該当すること

※ 共通要件の詳細及び資金毎の個別要件については、市 HP 掲載の融資制度要領をご確認ください。

5 申込みに必要な書類（要綱第８条関係）

(1) 借入申込書〔信用保証協会全国統一申込書式〕
(2) 市税の納税証明書（中小企業融資用・「市税の滞納がないこと」の証明）
(3) 決算書（法人事業者）又は確定申告書（個人事業者） 直近2期分
(4) 履歴事項全部証明書（法人事業者）
(5) 許認可証の写し（許認可を必要とする業種）
(6) 設備のカタログ・見積書（設備資金）
(7) 印鑑証明書
(8) 個人情報の取扱いに関する同意書
(9) 融資対象者認定書（認定申請が必要な資金）
(10) 保証協会所定の書類
(11) その他必要書類（申込資金の種類や審査で個別に必要となる場合があります。）

※ 提出書類の詳細については、市 HP 掲載の融資制度要領第1編総則をご確認ください。
※ 資金毎の個別必要書類については、市 HP 掲載の融資制度要領第2編各則をご確認ください。

6 問合せ先

(1) 融資の申込みに関すること

ア 取扱金融機関（北九州市内及びその近郊の本店・支店）

みずほ銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行、筑邦銀行、佐賀銀行、十八親和銀行、大分銀行
福岡中央銀行、西京銀行、豊和銀行、福岡ひびき信用金庫、遠賀信用金庫、商工組合中央金庫

原則として、福岡県信用保証協会北九州支所の担当地区※1並びに北九州市に隣接する市町村※2の本店及び支店
（※1:北九州市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、京都郡、築上郡、※2:直方市、鞍手町、福智町、香春町、下関市）

イ 北九州商工会議所（裏面(1)～(3),(7),(8)の資金に限ります。）

本所（中小企業振興課） TEL 093-541-0188 小倉北区紺屋町 13-1 毎日西部会館 1F
サービスセンター（門司、小倉、若松、八幡、戸畑）

(2) 保証制度・保証料率に関すること

福岡県信用保証協会北九州支所 TEL 093-551-2633
小倉北区古船場町 1-35 商工貿易会館 4F

(3) 融資制度・融資の認定に関すること

北九州市産業経済局中小企業振興課
TEL 093-873-1433
戸畑区中原新町 2-1
北九州テクノセンタービル 1F

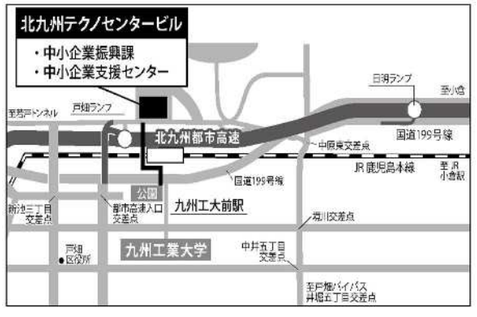

令和8年度 北九州市中小企業融資制度

中小企業融資制度のご案内

Kitakyushu Action! 動かせ、未来。北九州市

1 本市中小企業融資制度について

北九州市は、取扱金融機関、福岡県信用保証協会及び北九州商工会議所と連携し、市内中小企業・小規模事業者向けに、信用保証協会の保証付き融資制度を実施しています。

北九州市では、①取扱金融機関に預託金を預け入れることにより、長期・固定で低利の融資を実現するとともに、②借入れ企業が信用保証協会に支払う「信用保証料」の一部を補てん（一部資金を除く）することにより、借入れ時の企業負担を軽減しているほか、③信用保証協会が借入れ企業に代わって弁済を行ったときの損失の一部を補償するなど、市内中小企業・小規模事業者の円滑な資金調達を支援しています。

2 中小企業融資制度の仕組み

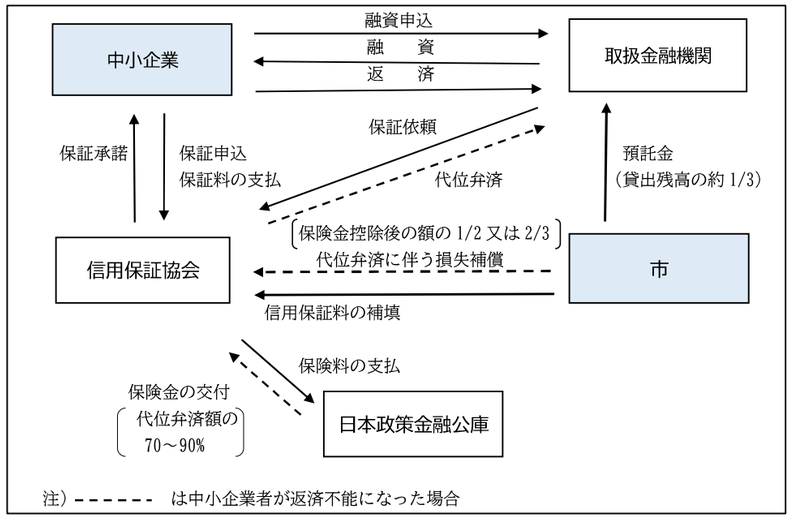

※融資に関する審査は、取扱金融機関及び福岡県信用保証協会が行います。

【市の役割】

①預託金の預入れ
市が金融機関に預託金を預け入れることにより、通常の金融機関融資と比べて、長期・固定かつ低利の融資を実現しています。

②信用保証料の補填
利用者が本来、信用保証協会へ支払う信用保証料の一部を市が補填することにより、借入時の利用者負担を軽減しています。

③損失補償
利用者が金融機関に対し返済ができなくなった場合、保証協会が代位弁済した一部を市が補償しています。

3 令和8年度の主な改正点

(1) 保証制度の改正に伴い、「経営力強化サポート資金」の保証料率を改定しました。
同資金の裏付けとなる「事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）」の制度改正に伴い、事業者負担の保証料率を改定しました。

(2) 市中金利の上昇に伴い、一部資金の融資利率を改定しました。

※「連鎖倒産防止資金」は、令和８年３月 31 日をもって取扱いを終了しました。

北九州市 CITY OF KITAKYUSHU
産業経済局中小企業振興課 融資担当
〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町2－1
北九州テクノセンタービル1F
TEL 093－873－1433
【市 HP】

北九州市中小企業融資制度 一覧表

主な融資条件を記載しています。なお、融資条件は経済情勢等により変わることもあります。

令和8年4月1日現在

区分	資金名		資金使途	融資対象者（注1）	融資条件							その他留意事項
					限度額	期間（据置期間）	金利	保証料率（注2）	責任共有制度	保証人（注6）	担保（注6）	
一般事業資金	(1) 小規模企業者支援資金		運転 設備	① 市内に事務所又は事業所を有し、現に事業を営む小規模企業者（NPO法人を除く） ② 常時使用する従業員が20人（宿泊業、娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の会社及び個人事業者等 ③ 本資金借入前に保証協会付融資の残高が2,000万円以内であること	2,000万円	10年以内 （1年以内）	1.60%	0.35～ 1.54%	対象外	必要に応じて（個人事業主は不要）	原則不要	
	(2) 長期事業資金		運転 設備	市内に事務所又は事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等	2,000万円	10年以内 （1年以内）	1.70%	0.45～ 1.56%	原則対象		原則不要	
					2,000万円超 1億2,000万円		5年以内 1.80% 5年超 2.00%	0.45～ 1.66%			必要に応じて	
	(3) 短期運転資金		運転	市内に事務所又は事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等	3,000万円	1年以内	1.60%	0.45～ 1.66%	原則対象		必要に応じて	
緊急対策・経営安定対策	(4) 災害復旧資金	一般枠	運転 設備	① 市内に事務所又は事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等 ② 火災、風水害等により損害を受け（被災後2年以内）、事業活動に支障を来たしていること	5,000万円 （特認）1億円	10年以内 （2年以内）	1.50%	0.36～ 1.38%	原則対象	必要に応じて（個人事業主は不要）	必要に応じて	※融資申込前に、北九州市中小企業振興課にて対象者認定の取得要。
		特別枠		① 市内に事務所又は事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等 ② 次のいずれかに該当する方 ア 自然災害等の突発的災害の影響を受けたと市長の認定を受けた方 イ「激甚災害」「局地激甚災害」の指定災害又は災害救助法の適用を受けた災害による被災地域に事業所を有し、直接被害を受けた方 ウ イの災害に関連して被害を受けたと市長が認める方			1.30%	0%				
	(5) 景気対応資金 （注3）	一般枠	運転 設備	① 市内に事務所又は事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等 ② 売上の減少等、経営の安定に支障が生じていること ③ 景気対応資金対象者認定（一般枠）を受けた方	1億円	10年以内 （2年以内）	1.40%	0.36～ 1.38%	原則対象			
		セーフティネット保証 5号、7号、8号		①・②（一般枠と共通） ③ 経営安定関連保証（中小企業信用保険法第2条第5項）の**第5号（全国的不況業種）**、第7号又は第8号の認定を受けた方			1.30%	0.60%				
		セーフティネット保証 1～4号、6号		①・②（一般枠と共通） ③ 経営安定関連保証（中小企業信用保険法第2条第5項）の第1号～**第4号（突発的災害）**又は第6号の認定を受けた方			1.20%	0.70%	対象外			
		危機関連保証 （注4）		①・②（一般枠と共通） ③ 危機関連保証（中小企業信用保険法第2条第6項）の認定を受けた方	8,000万円		0.90%	0.70%				
	(6) 経営力強化サポート資金		運転 設備	① 市内に事務所又は事業所を有し、継続して6か月以上同一事業を営む中小企業者等 ② 認定支援機関の指導・助言を受けて作成された事業再生計画に従って事業再生を行う方	2億円	15年以内 （3年以内）	1.60%	0.20%	原則対象 （保証割合100%の既往借入金を借り換える場合は対象外）			※取扱金融機関自らが認定経営革新等支援機関でない場合は、認定経営革新等支援機関と連携するものに限る。
企業の成長支援	(7) 開業支援資金	一般枠	運転 設備	下記のいずれかに該当する方（NPO法人を除く） ア 市内で新たに新規事業者として事業を開始しようとする個人 イ 個人又は会社で創業して5年未満の方 ウ 県内の会社で、現在の事業を継続しつつ、新たに市内で会社を設立される方、又は分社化した会社で設立して5年未満の方 エ 法人成企業で個人創業から5年未満の方	3,500万円	10年以内 （2年以内） （経営者保証免除適用時は1年以内）	1.50%	初回利用時 0% （経営者保証免除適用時は0.2%）（注5）	原則対象外	必要に応じて（個人事業主は不要）	原則不要	
		特別枠		オ 新たに事業を開始しようとする、女性・35歳未満又は55歳以上の男性・市外からの転入者 カ 新たに雇用の創出を伴う事業を開始する方・市の認定等を受けた方 キ 創業5年未満の個人・会社で、代表者が女性・35歳未満又は55歳以上の男性・市外からの転入者・市内での雇用創出者・市の認定等を受けた方 ク 個人創業から5年未満の法人成企業で、代表者が女性・35歳未満又は55歳以上の男性・市外からの転入者・市内での雇用創出者・市の認定等を受けた方			1.40%					※市の認定を要件とする場合は、融資申込前に、北九州市中小企業振興課にて対象者認定の取得要。
	(8) 事業承継資金		運転 設備	① 市内に事務所又は事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等 ② 次のいずれかに該当する方 ア 3年以内に事業承継を予定している方 イ 事業承継日から3年以内の方 ウ その他要綱に定める方	2億円	運転10年以内 （1年以内） 設備10年又は15年以内 （1年以内）	1.60% 以内	0～ 0.75%	原則対象	徴しない（一定の財務要件あり）	必要に応じて		
	(9) 新事業開拓支援資金		運転 設備	① 市内に事務所又は事業所を有し、継続して1年以上同一事業を営む中小企業者等 ② 次のいずれかに該当する方 ア 新たな分野への進出（運転・設備）し、事業を行う方 イ 事業の拡大（設備の新設又は更新）を行う方	1億円	運転10年以内 （1年以内） 設備10年以内 （2年以内）	1.70%	0.45～ 1.56%	原則対象	必要に応じて（個人事業主は不要）		※融資申込前に、北九州市中小企業振興課にて対象者認定の取得要。
	(10) 地域みらい促進資金 （注7）	一般枠	運転 設備	① 市内に事務所又は事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等 ② 地域課題の解決など地域経済の活性化に向けた取組みを積極的に行う者であると市長が認めた方	1億円	運転10年以内 設備15年以内 （2年以内）	10年以内 1.40% 10年超 1.60%	0.45～ 1.51%	原則対象	必要に応じて（個人事業主は不要）		※融資申込前に、北九州市中小企業振興課にて対象者認定の取得要。
		特別枠		① 市内に事務所又は事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等 ② 健康経営や脱炭素経営、DX等、国や県、市等が推進する未来に向けた先進的な取組みを積極的に行う者であると市長が認めた方			10年以内 1.30% 10年超 1.50%					

（注1）全ての資金に共通する融資要件については、表面をご確認ください。
（注2）北九州市では保証料の一部を補てんしており、上記は市の補てん後の料率です。個々の経営状況等に応じた保証料率が適用されます。
（注3）セーフティネット保証は、経済産業大臣による特例措置の発動期間のみ利用可能です。
（注4）商工組合中央金庫にて危機関連保証の申込みをご希望される方は、事前に利用の可否を同金庫にお問い合わせください。
（注5）「開業支援資金」の利用2回目以降の保証料は、責任共有制度の対象の有無に応じて異なります。（対象外：0.75%、対象：0.36%～1.38%）
（注6）法人代表者は、必要に応じて経営者保証を求められることがありますが、全資金について保証料率を上乗せ（0.25%又は0.45%）することにより、経営者保証を付けないことが選択可能です。保証人及び担保に関する詳細については、取扱金融機関等にお問い合わせください。
（注7）「地域みらい促進資金」の対象となる指定事業については、市HP又は中小企業振興課にお問い合わせください。

【申込先】 取扱金融機関の北九州市内及びその近郊の本店・支店（取扱金融機関は、表面をご確認ください。）
北九州商工会議所の本所・サービスセンター（(1)～(3),(7),(8)の資金に限ります。）

【融資制度】 詳細は、北九州市のホームページをご確認ください。
不明な点は中小企業振興課（☎093-873-1433）にお尋ねください。
URL：https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/10700176.html
（右のQRコードからご覧いただくことが可能です。）